

中等修身教科書

勅語要義

K220.12
8a

K220.12

8a

232-116

東京高等師
範學校教授

文學士吉田靜致著

中等修身教科書

東京
大阪

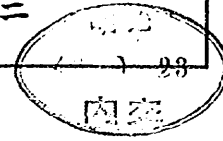
寶文館藏版

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗ヲ肇ムルコト宏遠ニ
德ヲ樹ツルコト
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳拳服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



例言

- 一、本書は、中學校初年級用又は其他の中等程度の學校の初年級用の修身教科書として一學年間に修了せしむる目的にて編纂せり。
- 二、本書は教育に關する勅語に基づき、生徒の日常實踐躬行すべき道德の大意をとけり。
- 三、本書は教育に關する勅語の字句の釋義をなすにあらずして専ら聖旨を奉戴して修身上の訓諭をなすを目的とせり。この故に勅語を題目として之によりて實踐の道をとけり。されば、字句の解釋は教授者諸君の便宜教授せられむことを冀ふ。
- 四、本書に説ける各項は單に簡明なるのみならず、その分量及

例言

二

程度も亦生徒の學力を斟酌して編述せるは勿論、各章の配列は必しも勅語の語句の順序によらず、教育上の考察により最可なりと信ずる順序を取りて配列し、以て教授上の便益と興味とを逸せざることを期せり。

明治四十一年十月

著者識

中等修身教科書勅語要義目次

第一章	教育勅語	一
第二章	修學習業	四
第三章	智能	二
第四章	德器	一五
第五章	孝	一九
第六章	友	二四
第七章	和	二七
第八章	信	三〇

目次

第九章	恭儉	三四
第十章	博愛	三八
第十一章	公益世務	四一
第十二章	國憲國法	四五
第十三章	奉公	四八
第十四章	國體の精華	五二
第十五章	斯の道	五七
第十六章	服膺	六一

中等修身教科書 勅語要義

文學士 吉田 靜 致 著

第一章 教育勅語

昔高山彦九郎は勅語を賜はりし時、詠じて曰は

く、

我を我と、志ろしめすかや、すべらぎの、

玉の御聲の、かゝるうれしさ。

と。これより一層憤勵してますます、尊王の大義を

高山彦九郎

上野の
寛政五年
六月廿七
日午時
没す

勅語

唱へたり。今我等も亦所謂玉の御聲のかゝるうれしさに泣かむとす。

明治二十三年十月三十日に下し給ひし教育に關する勅語をみよ。陛下親しく爾臣民と仰せられ、諄々として我等の守るべき道を諭し給へり。我等今かゝる貴き教訓を賜はる。聖旨の優渥なること誰か感激して奮ひ起たざるものあらんや。實に國民たるものは日夜拳々服膺して、聖慮を安んじ奉るべきなり。

道德

勅語の御趣旨を一言にていへば、道德を實踐せ

實踐と智識

よと教へ給へるなり。道とは人の常に踐み行ふべき道にして、又本分とも本務ともいふものなり。徳とは誠實仁愛勇氣等の如く道を身に行ひうるに至りし種々の性質をさすものなり。

すべて道德は實踐するにあらざれば、何の効もなきものなり。されども、道德を行ふ場合に之につきての智識の明ならぬ時は、思はぬ過に陥る事あり。或は又心得違をなして取りかへしのつかぬ悔を残すが如き事なしといふべからず。されば、道德上の智識を養ふことも亦實踐に劣らぬ大切なる

事といふべきなり。而その學べる事柄は之を實踐して、決して空理空論にはすることあるべからず。若理窟にのみはせて實踐を顧みざるものあらば、これ實にゆゝしき道德上の罪人といふべきなり。

練習 一、勅語につきての決心を語れ。

二、勅語の御趣旨を一言にいへば如何。

三、道德の實踐と道德の智識との關係を述べよ。

第二章 修學習業

凡、人學ばざれば學問に通ずること難く、習はざ

れば事業に熟すること難きはいふまでもなき事なり。これ勅語に「學を修め業を習へ」と宣へる所以なり。皇后陛下の御歌あり。

金剛石

金剛石もみがかずば、

玉の光は添はざらむ。

人も學びて後にこそ、

眞の徳はあらはるれ。

時計の針のたえまなく、

めぐるが如く時の間も、

日かけをしみて勵みなば、

いかなるわざかならざらむ。

人たるもの老年に至るまでも學業を廢すべからずといへども、幼少の折は修學時代として特に修學習業の好時期なり。この故に寸陰を惜みて之を勵むをよしとす。修學時代に勤め勵むことは將來の爲甚大切なることなり。

學を修め業を成さむと欲する者は、必先その志を立つるを以て最初の要事となす。中江藤樹は近世の大儒なり。歳十一の時始めて大學をよみ、天子より庶人に至るまで壹に皆是れ修身を以て本と

中立
中江藤樹
慶長十七年三月廿一日
生 安永元年八月十四日
歿 文政十一年十一月二十日

勤勉

頼山陽
安永九年三月廿一日
生 天明五年三月十日
歿 天保三年正月十日

爲すの句に至りて、大に感じて奮然として曰はく、「幸なるかなこの書の存することよ。聖人豈學んで至るべからざらむや」と。これより刻苦勉勵して、遂に近江聖人と稱せらるるまでに至れり。古人も「志ある者は事竟に成る」といへり。鑑むべきなり。

學業に志す者多けれども、大成するもの多からず。これ勤勉なると否とによる。近世の大文章家たる頼山陽は嘗て曰はく、「人我を才子といへるは未我を盡さざるなり。我を能く刻苦勉勵すといふものは真によく我を知るものなり」といへり。才識秀

勤勉につ
得き
ての心

でたりと世に稱せられたる人、すらかくの如し。みだりに才を恃みて惰れる者は、これ己の生涯を誤らむとせる者なり。恐るべく戒むべきなり。

すべて學業は日に一歩一歩と進みて、さて後強固偉大となるべきものにして、一朝一夕には成るべきものにあらず。西人かつて、徐に急げといへり。味ふべき言なり。この故に遊ぶべき時はよく遊び、勉むべき時は心を專にしてよく勉め、意氣をして常に盛ならしむべし。かの力を平素に用ゐずして、時時過度の勉強をなすなどは、身體を害し、反りて

衛生の必
要

飲食物

悪結果を後に残すものなり。

この故によく攝生の法を守り、健康に注意して以て學業を勵むべし。健康を保たんとせば、飲食を節し、運動を規則正しく行ひ、休息を適度に取ることとを怠らず、又よく身邊の清潔を保ちて疾病に侵されざるやうになすべきなり。

すべて飲食物は滋養に富むものを選び、之を適度に用ゐること肝要なり。この故に酒煙草腐敗に近き魚菜等すべて身體に害あるものは避くべく、又濫りに粗食をなし、營養の如何を顧みざるは

運動

不可なり。

運動は食物の消化を助け、血液循環の作用を盛にし、全身の發育を活潑にし、心身をして爽快ならしめ、筋骨の力を進むる効あり。この故に體操は勿論、餘暇あるごとに、散歩遠足其の他各種の戶外遊戯を試むる等常に注意をなすべきなり。

休息

すべて心身を勞したる後には、一定の休息をなして、疲勞を慰めざるべからず。間斷なく心身を勞する時は、學問も業務も却て捗らざるのみならず、動もすれば、疾病を醸し、悔を生涯に残すことある

清潔

に至るべし。されど休息もその度を過すときは、衛生上毫も利益なきのみならず、怠惰の習慣を生ずるものなれば慎まざるべからず。

身邊の潔不潔は人の品格に關するものなれば、衛生上のみならず、道德上頗重んずべき事なり。然れども、清潔とは華美の意にあらざれば、虚飾を事とするが如きは固く誠むべし。

練習

一、修學時代とは何か。

二、立志の心得を述べよ。

三、勤勉と遊ぶこととの關係如何。

四、飲食に關する心得を語れ。

五、清潔と道德との關係をとり。

第三章 智能

修學習業の目的は智能の啓發と徳器の成就とにあること勸語に示させ給ふ所なり。人は生れながらにして智識慾を有するものなれば、學問の必要は人の天性に基づくものとみえたり。實に世の文明進歩と稱するも亦その源は一として學問の力によらざるものなし。學問の道は多しといへど

學問

も、人たる者はある程度までは凡てを兼ね修むることを要するものなり。これ普通教育を行ふ所になり。

常識

社會の實際上の事柄は複雑を極めたるものなれば、學問上の道理にのみ依頼すべからぬこと多し。この故に或は人情習慣に顧み、機に臨み時に應じて適切に取扱ふことを努めざるべからず。かくの如き智識判断を常識といふ。學問上の智識も之を實地に行ふにあたりては、活潑なる常識の助をかること多し。この故に學問と常識とは相伴はし

技能

むべきものなり。

智識は學修によりて進み、技能は練習によりて熟す。各種の技藝才能は單に智識の力のみにて養成すること難し。宜しく反復練習して、以て技能に熟達することを努むべし。世の文明進歩は智識の進歩に基づくこと勿論なりといへども、これを實地に應用するは熟練によらざるべからず。

知能の啓發と道德

知能の啓發は自己一身の性能上の満足をえむが爲に必要なのみならず、實際社會に立ちて自己の體面を維持し、生計を立て家族の扶持をなす

上に於いても亦缺くべからず。更に進んでは社會の進運を助け國家の隆盛を謀るが爲にも又自己の智能を十分に發達せしめざるべからず。

練習

一、學問の必要な所以を語れ。

二、學問と常識との區別及關係をとふ。

三、技能の上達を謀る方法如何。

四、知能の啓發と道德との關係をとけ。

第四章 徳器

智識を開進せしめ、技能を發達せしむるは甚必

徳器

要の事なれども、更に人たる所以の徳器を成就するは一層緊要の事なりとす。徳器とは人々が常に道徳を實踐しうる習慣的傾向にして、又道徳的品性とも名づくるものなり。修身の終局は道徳的品性を完全圓滿ならしむるにあり。之をば徳器を成就すとはいふなり。

徳器を成就せんには、あらゆる道徳を實踐して善良なる品性をつくらざるべからず。即勸語の御趣旨を奉じて日夜服膺せざるべからず。されどもこは甚廣きことにして、今直に之をいひ盡すこと

修養の方
法

あたはねば、茲にはさしあたり心得べき一二の事柄につきて述べむ。

道徳に關する智識を明にすることの道徳實踐上に必要なることは既に述べし所なれば、今殊更にいはず。道徳上の情即善を好み悪を厭ふ情の修養も亦大切なり。之が爲には善言善行に親み近づき、邪惡の言行に遠かるを必要とす。又模範を選ぶ事を忘るべからず。人の行狀は知らず識らず人を感化するものなれば、善良なる人物の善良なる行爲を見聞し、又は研究するは、自然に善良なる感化

を體得する無難の一良法なり。生ける模範に接するは最願はしけれども、古人の傳記言行錄等を繙くことも頗益あるものなり。而徳器成就の上に最密接の關係あるものは意志を誠實にすることなり。

誠實

誠實とは一言一行、良心の命ずる所に従ひ、毫も虚偽に涉ることなきをいふ。すべての道徳の根本は皆この誠實に歸著す。實に誠實は萬善の基にして、不誠實は衆惡の根なりといふべきなり。明治十五年一月四日陸海軍人に下し給へる勅語に宣は

く、心誠ならざれば如何なる善言も善行も皆うはべの裝飾にて何の用にかは立つべき。心だに誠あれば何事も成るものぞかし。と諭したまへり。聖旨誠に廣遠にして親切なりといふべし。

練習 一、徳器とは何ぞ。

二、修身の終局は何か。

三、徳器成就の要領をとふ。

四、誠實につきて語れ。

第五章 孝

忠孝

勅語の御趣旨は多端なりといへども、その大本に溯れば忠孝の二に歸著す。

孝

孝は人道の大本なり。人として孝の何たるを知らずば、禽獸にもなほ劣るものなり。孝を盡す道種々あれども、父母の心を安んずる精神を以て基とす。

修學時代の孝

父母は常に我子の發達を祈り、我子の成業を希ふものなり。而疾病其他我子に危害を加ふるものあらむをのみこれ恐るゝものなり。この故に父母の心を安ぜんと思はゞ、學業を勵み、徳行を修め又

父母に事ふる道

能く意を健康に注ぎて、善良なる人物たらむことを期せざるべからず。これ修學時代に於ける最大の孝行なり。

子たるものは又父母に事ふる道を心得ざるべからず。大恩ある父母に對しては子たるもの唯々として其の命に従ふべきは固より當然の事なり。況んや、父母の命令訓誡は悉く皆我子の幸福を希ふ愛情に出づるをや。されば父母の命ぜられたる事は如何なる些末の事なりとも、直にその命を果すべく、父母の諭したまふことは謹んでその教を

從順

奉ずべく、假初にもその命令訓誡を輕侮するが如き所爲あるべからず。從順は孝道の初なりと知るべし。

愛敬

然れども從順と共に愛敬を以てせずば、未だ孝道の全きものといふべからず。愛とは眞心を捧げて父母の身體をいたはり、その心を慰むることをいひ、敬とは父母を尊び、言語にも動作にもその精神を表はして禮を失はざるをいふ。骨肉の親しき間柄は恩愛に狃れ易くして禮節をかくこと多きものなれば、深く之を戒めざるべからず。

祖父母伯叔

祖先

の孝は百行の本

孝の精神と孝の行とは唯父母に事ふるに止まらず、進んで之を祖父母伯叔父母等にも及ぼし、更に進んで祖先に及ぼさるべからず。

孝道の要領上の如し。孝は百行の本といへる如く、兄弟の友夫婦の和の如きみな之を基とす。所謂私域の徳にして之に基づかざるものなし。人苟も父母に孝なる心を以て人に交らば、百事皆全きをうべし。父母に對してすら正直ならざる者、何ぞ朋友に對して信ならむ。父母の恩愛を知らざる者、何ぞ人の恩誼を思ふことあらむ。孝道の重んずべき

事知るべきなり。

練習 一、修學時代の孝道を語れ。

二、孝道の要領を語れ。

三、祖先に奉事する心得をのべよ。

四、孝は百行の本なることを述べよ。

第六章 友

兄弟姉妹

兄弟姉妹は同一の父母より出でて、同一の家屋に成長し、幼時より寢食を共にし、苦樂を分てるものなれば、親子の次にはこれ程親しきものなし。故

友の道

に兄弟姉妹は互に相愛して、一家の幸福を圖らざるべからず。

兄弟は年も長じ、知識も廣く、經驗にも富むことなれば、能く弟妹を愛憐して之を善に導き、弟妹は兄弟を尊敬して従順にその指導を受けざるべからず。これ所謂兄弟に友なるの道なり。然るに兄弟姉妹の間は親しさの餘り、互に狙れ易くして、動もすれば些細の事より争を起して不和を生ずるに至ること多し。斯くては父母の心を痛ましむること大にして、孝道にも背くことなれば、互に禮讓を

友と孝との関係

守りて、假初にも争を生ずることあるべからず。
兄弟姉妹は後には各々別れて一家を立つるに至るものなれども、我一門の繁榮に對しては同様の務を有するものなれば、互に助け合ひて喜憂を分たざるべからず。己の幸福のみを圖りて兄弟姉妹の困苦を顧みざるが如きは、友愛の道に背くのみならず、父母祖先に對しても不孝の子孫たることを免れざるべし。

練習 一、友愛の道を語れ。

二、兄弟不和なる事なからしむる道如何。

三、友と孝との関係ある點をのべよ。

和

第七章 和

勅語に「夫婦相和し」と宣はせたる如く、夫婦の道は和合するにあれど、和合は單に夫婦の間のみに止まらず、親子兄弟姉妹等皆和せざるべからず。ここには家庭の和を主として述べべし。

和とは感情を和げ、心を穩にして、相交り互に睦まじくするをいふ。かくの如くする時は家庭は常に春の如く、互に相樂しむことをうべし。家庭は實

に人間の樂園として我等に慰めと安心とを與へ、英氣を鼓舞せしむる最後の根據地なり。若こゝにして愉快に楽しく過すこと能はざる時は、人生の不幸之にすぎたるものなし。種々の不祥なる出來事は多くは家庭の不和に基づき生ぜるものなれば、深く戒むべきなり。

不和の原因

すべて不和は相互の我儘より來ること最多し。この故に苟も己一身の都合のみを主として、他の迷惑を顧みざるが如きことあるべからず。次には禮を失ふより來ることあり。家族は日夕同棲する

が故に、遂には狂れて無禮の言動をなし易きものなり。世には些少の行違より終生の反目をひき起したる例なきにあらず。この故に親しき間なりとも長幼の序を失はず、禮儀を守りて交るべし。されどもと家族は親愛を以て立ち相和するを最要の徳とするが故に、單に敬禮のみを主として、毫も愛情なきが如きは決して和といふべからず。

練習

一、家庭と人間との關係をのべよ。

二、和とは何ぞや。

三、不和の原因如何。

四、不和なからしむる方法如何。

第八章 信

朋友

人誰か友なからむや。隣里の友、同窓の友、其他種
種の方面に友を有するものなり。然れども諺にも
ある如く、朱に交れば赤くなるものなれば、我等は
良友を選びて之に交り、互に助けて共に事をなす
べきなり。友に交はる道は種々ありといへども、最
大切なるものは信義なり。勅語に「朋友相信」と宣
へるは即これなり。

荒木村重
結田信長
部下明智光
秀の謀に
あはれて
兵に起す

親愛

信義とは誠意を以て人に交はるをいふ。即己を
欺かず、人を偽らず、言行共に誠なるをいふ。共に樂
み、互に勵ますは勿論、友若過あらば誠意を以て熱
心に忠告し、利害得失の爲に交をかへざるを信義
の至りとす。豊臣秀吉と荒木村重とが互に信義を
重んじ、死生の際に於いても交を破らざりしは永
く世に美談として傳ふる所なり。

朋友は互に相愛すること、兄弟互に相愛するが
如くなるべし。すべて友に樂しき事あらば、喜を共
にして其の樂を大ならしめよ。悲しき事あらば、悲

を分ちて其の苦を小ならしめよ。而必要の場合には互に分に応じて助言助力をなすを要す。然れども世間往々悲しき時には助を求むるに急に於て、榮譽を共にし快樂を分つに當りては或は之に反する徒なきにあらず。かくの如きは不信の甚しきものなり。

敬愛

細井平洲
尾張の人
保十三
享六年

朋友の交は親愛を旨となすといへども、之に狃れて敬意を失ふが如きは永く交を保つ道にあらず。この故に朋友に交はるには敬愛の二を常に心に存すべし。かの細井平洲と小河仲栗飛鳥子靜と

月十八日
享和元年
六月二十
九日死す
七十四

義に於いて
交れ

の交の如きは我等の模範とすべきなり。信義を守りて常に朋友に交を保つは極めて貴ぶべき事なれども、私情の爲に朋友相率ゐて悪事に陥る等の事あるべからず。若不善を以て誘ふものあらば決して應ずることなかれ。

練習 一、信義とは如何。

二、親愛の道如何。

三、朋友の交を永く保つ方法ありや。

四、善惡共に友に従ふべきか。

恭儉

第九章 恭儉

凡、人と交はるには恭儉の徳を忘るべからず。恭とは心身を平和にし、行儀のうやうやしく丁寧なるをいひ、儉とは身をしまりて、事をなすに規律ありて我儘氣隨に流れざるをいふ。

恭儉の精神

恭儉の精神は本と自己の完全ならざるを認むに基づく。人は自己の能力を認むると共に、自己の知徳の未満足するに足るものにあらざるを知るべし。その念即恭儉の精神なり。

勅語に、恭儉己を持しと仰せられたるは即この

師長

精神を持して己を修め人に接することをつとめよと宣へるなり。恭儉の精神を以て人に交はるには須らく先師長に事ふる道より始めざるべからず。いかなる人に對しても恭敬の念を以て接すべきはいふまでもなきことなれども、わけて師長につかふるには恭敬の念を以て接し、その教に従ひ内心より深く尊敬するは勿論、相當の禮儀を守りて尊敬の意を身にあらはすべし。己が身に才徳を具ふるに至るも皆師長の教に基くなれば、愈師の徳を思うて益尊敬すべし。

禮儀

すべて人に接して交際を圓滿にするには禮儀を守ること肝要なり。禮儀の要は容儀服装より言語舉動に至るまで一定の規律を守り、訪問應答の際にも深く注意するにあり。特に多人數群集する場合には人々互に禮儀を守ること必要なり。又諸種の儀式は最大切なるものなれば、殊に深く注意して、苟も非禮の事なからむやう慎むべきなり。

金錢物品の取扱

恭儉の精神は衣食住其の他金錢物品の取扱の際にも忘るべからず。すべて物品は取扱を鄭重にして、且常によく整頓しておくべく、衣食住及金錢の

事につきては節儉といふことを忘るべからず。すなはち美衣美食に飽かむと欲するが如きは恭儉の精神にもとれり。ざりとて又濫りに粗食をなして身體を害し弊衣をまとひて人の感情を害するが如きも節儉にあらず。要するに營養に適するものを食ひ質素清潔なる衣服をまとふは必要なることなり。住居も之に同じ。すべて學資を父兄に仰ぎをる時代は、經濟の思想乏しくして物を疎略にすること往々あれども、少額の金錢たりとも、盡く父兄祖先の辛勞の結果なることを思へば、いかで

猥りに費すことを得んや。

練習 一、恭儉とは何ぞ。

二、恭儉の精神は何か。

三、禮儀の守るべき理由を語れ。

四、節儉の要領を述べよ。

同情

第十章 博愛

貧者を憐み、弱者を扶け、鰥寡孤獨を賑はすは、自然の人情なり。かくの如く、他人の苦樂を想像し、之と喜憂を共にする精神を同情といふ。同情は實に

博愛

博愛を行ふに次第あり

人性の一大要素にして、道德の根源となるものなれば、務めて之を養成發達せしむるを要す。同情に基づきて他人の不幸を救ひ幸福を増すことを圖るは即博愛の道なり。

博愛を行ふに順序あり。近きものより始めて遠きに至り、親しきを先とし疎きを次とし、迫れるものを急にし然らざるを後にす。即厚薄先後の次第をあやまるべからず。若この次第を顛倒する時は道に反す。これ衆に及ぼしと宣へる所以なり。

博愛の初歩

博愛を行はむとするものは須らく日常の行爲

に於いて之を發揮することを忘るべからず。たとへば道路又は人の接近する場處に危険物あるを認めたる場合に、相當の手段をとりて之を除き、若くは公衆に之を警告するなどは、卑近なる事なれども、博愛の精神にかなへり。その他老人をいたはり、幼年を保護することの如き、ともに博愛の道の初歩たるものなり。

凡そ博愛の道を行ふは俠者の事業にして、その精神の高尙なること永く人の仰ぐ所となるものなれど、弱者を侮りて之を苦むるが如きは卑劣な

る行爲にして最賤むべきものなり。謹まざるべからず。

練習 一、同情とは何か。

二、博愛衆に及ぼすとは何の義なるか。

三、博愛に關する心得をのべよ。

第十一章 公益世務

公益

公益とは社會公衆の爲に、不便利を除き、進んでその幸福を増進するをいふ。人は社會に生れ、社會の恩恵を受けて、成長せるものなれば、社會の利

益を圖り、更に恩惠を後世に貽すべきこと當然の務といふべし。

公共心
公德

公益を進むる精神を公共心といふ。公共心に基づきて守るべき徳あり、之を公德といふ。たとへば學校圖書館公園並に交通運輸の機關等は何れも公衆の便益娛樂を増進せんと目的にて設けたるものなれば、之を鄭重に取扱ひ、又互に相譲りて其便益娛樂を永く偕にせんことを努むる如きをいふ。公德の發達の程度は國家の品位に關するものなれば、如何なる場合にありても守らざるべからず。

世務

公益の手

二宮尊徳
相模の人安
政三年十月

公益の事業即世務は甚多くして列擧すべからず。小は道路の妨害物を除き去るが如き事より、大は産業に工夫を凝して國利を増し、機械を發明して工藝の發達を促し、資を投じて學校病院を設くるが如きに至るまで皆是なり。
公益をなす手段となるべきものは二あり。勤勞と財産となり。然れども同時に二者の具備するにあらずば、到底公益を圖るを得ずとの謂にあらず。二宮尊徳の如きは主として勤勞を以て民利を興

二十日
光緒二十七年

公益の準備

したりしこと、人のよく知る所なり。

公益をなさんと欲せば、相當の準備を要す。その準備とは學を修め、徳を磨くことなり。學なく、徳なきものは、自己の一身をだに、修むること能はず。いかで公益をはかることをえむ。勅語に「進んで公益を廣め、世務を開き」と宣へる。進んでといふ語の意は準備を修めて、さて後に世に出でよと教へ給へるなり。

練習

- 一、公益とは何か。
- 二、世務とは何か。

三、公德につきて語れ。

四、公益をなさんとするには準備を要せざるか。

第十二章 國憲國法

憲法

大日本帝國の憲法は實に明治二十二年紀元節の日を以て、發布せられたり。これ即皇祖皇宗の遺訓に基づき國家統治の大綱を示されたる大典にして、畏れ多くも天皇御身自先んじて之を守らせ給ふべきことを祖宗の神靈に誓はせられたり。國民たるものは深く之を尊重せざるべからず。

國法

國法とは國家の安寧を保ち、國運の隆盛を圖るが爲憲法に基づきて制定せられたる法律命令をいふ。國家の統治上法律命令の必要なるは、學校管理上校則の缺くべからざるに等し。

國法の公平無私

國憲國法の前には貧富貴賤の別なく、國民は何人と雖も必之に服従せざるべからず。所謂公平無私とはこれをいふ。されば國民たるものは國憲國法の大要を心得置かざるべからず。一旦法律となりて現れたる以上は、之を知らざりしとて免るること能はざるものなれば、悔ゆとも詮なかるべし。

ソクラテ

西暦紀元前四百六十九年
生れ三十九年没す

風俗習慣

希臘の聖人ソクラテス冤罪を以て獄につながれ死刑に處せられし時、門人ひそかに獄を逃れむことを勧めたれども、氏は國法の重んずべきを説き、遂に刑に服したりといふ。千載の下、人其の高風を稱す。

風俗習慣も國法と等しく重んずべきものなり。善良なる風俗習慣は法律と同一の効力を有すること、國法に明記せられたる事柄にして、法律と相俟ち、而法律の不備を補ふものなれば、なほ國法の一部分として之を尊重するを要す。恣に之に違ふ

ことは國家社會の安寧を害し、秩序を亂るものなり。慎むべきなり。

練習 一、國憲とは何か。

二、國法とは何か。

三、國法の公平無私なる事を説け。

四、風俗習慣に對する心得如何。

愛國奉公

第十三章 奉公

愛國奉公の精神は國家富強の源泉なり。之を歴史に徴するに、國家の盛衰は一に愛國心の強弱に

平時に於ける報國の道

伴はざるはなし。この故に國民たるものは常に國家を愛し、國家の恩に報ゆる心がけを存し、暫くも忘るべきにあらず。

平時に於ける報國の道は他なし。人々各其の本分を盡すにあり。即ち農家は農事に力を注ぎて生産を豊にし、工業家は有益便利なる物品を製作して一般の便益を圖り、商業家は正直に業を営みて商品販賣の途を擴め、學者は忠實に學術を研究して未發の眞理を表明し、教育家は熱誠を以て子弟を訓導して以て國家社會の發達を助くる等、その

學生の報國

他官吏醫師等各其職分に力を盡すは國家の隆盛を助け、國民の幸福を進むる道にして、皆奉公の一端なり。學校生徒に於いても亦然り。能く生徒の本分を守りて、學業を勵み、徳行を積み、又よく身體の健康に注意して有爲有徳の人となるは、間接には國家富強の基をなすを以て、生徒としての奉公の道は之にすぐるものなし。

若一旦緩急あるに際しては、財産生命を犠牲に供じ、喜び勇んで國難に赴けるもの古今の事例枚擧に違あらず。その最著しきは、古にありては元寇

襲來の際の如き、近くは明治二十七八年戰役及明治三十七八年戰役の如き、我が國民が義勇奉公の精神は遠く海外諸國の人にまで多大の感動を起さしめたるにあらずや。その情や至純至誠、平常反目嫉視せるものもその舊怨を忘れて相携へ相計りて奔走するが如き、實に我國民の一大美德といはざるべからず。この美德は從來わが帝國を維持し來れる原動力にして、將來はますく之を發達せしめ、以て永遠に國家を擁護せざるべからず。後の國家を維持するは今の少年の任にあらずや。今

より覺悟する所あるべきなり。

練習

- 一、愛國心と國家の盛衰との關係如何。
- 二、平時に於ける奉公の道如何。
- 三、非常の際の奉公の道をのべよ。
- 四、少年時代の奉公の道を説け。

國體

第十四章 國體の精華

凡人各その人柄を有する如く、國家も亦各その特有の國體あり。されど、我國の如く尊嚴なる國體は他邦には見るを得ざるなり。

我が帝國
の國體

我が大日本帝國の國體の特に尊嚴なる所以は皇統一系にして君臣一家の親あるにあり。この國體は遠く天祖の神詔によりて定まり、歷代天皇の鴻業によりて今日に傳れり。今に至るまで殆三千年、誠に悠久なりといふべし。而歴代の天皇至仁至慈にましまし、臣民を見ること猶子の如くなし給へり。臣民は又皇家の末流にして、人として殆皇胤神孫ならざるものなし。皇室と臣民との關係此の如くなるが上に、更に皇化の及ぶ所深厚なれば、臣民も亦世々忠誠を致して以て皇威の尊榮を仰ぎ、

皇運の隆盛を冀ひ、君民一體となり、相和し相親みて、以て明治の聖世に至りぬ。

我が國家の此の如く偉大なる發達をなせるものは、この國體の精華たる一大事實あるが故なり。而これ實に我が國民教育の淵源たるものとす。何をか國體の精華となす。いはく國民の精神を形づくれる忠孝一本の道これなり。實に斯の道は我が國體の精華として永遠に存在すべき國民道德の根基なり。

今吾等が君國に至純の忠誠をつくす所以のも

國體の精華は教育の淵源

忠孝一致

のは、實に今上陛下に奉事する道たるに止まらず、列聖の威徳を仰ぎ奉る道にして、同時にその歷朝に奉事せし吾等の祖先の美を濟すものなれば、即大なる孝の道にあらずや。又吾人が今學業を習ひ徳行を修めて以て父母の志を安んぜしむるものは、即これ勅語の御趣旨を遵奉するものにして、かねて皇祖皇宗の御遺訓を奉戴する所以にあらずや。これ亦孝にし忠なるものといふべし。かくの如きを忠孝一本の道といふ。實に斯の道を行ふものは天壤無窮の皇運を扶翼する所以にして、忠良の

臣民たると共に、祖先の遺風を顯彰するものといふべきなり。國民たるものは自己の責任と名譽とに顧み、謹んで國體の精華を發揮し、以て忠良の臣民たることを期せざるべからざるなり。

練習 一、國體とは何か。

二、我國體を説明せよ。

三、國民教育の淵源は何か。

四、國體に對する汝等の覺悟を語れ。

五、忠孝の一致なる事をのべよ。

斯の道に對する國の覺悟

第十五章 斯の道

勅語の聖旨は廣大にして無邊、容易に言説しつくすべからざるが如しといへども、之を卑近にすれば、吾人日夕當さに行ふべき常道なり。而これ實に時の古今をとはず、過去に於いても現在に於いても然るなり。將來も去かあるべきなり。嘗に去かあるべきのみならず、必去かあらしめざるべからざる道なり。若志からざる時はこれ實に我が至尊至嚴なる國體の精華を萎靡せしむるものにして、君國に對して不忠、祖先父母に對しては不孝とな

中外に施す

るべきこと明なりとす。
 志からばこは單に我國のみの道にして、世界萬國に施すべからぬものなるか。若果して志からば、これ實に我國のみの小道にして、天地の大道といふべからぬものとなるべし。志かるに之を諸外國に用ゐて決して悖ることなし。勿論國によりて國體を異にすれば、同じく忠といふとも、國家に對するのみの場合もあらむ。されど斯の道の根本たる精神に於いては到る處として決して通ぜざるなく、行はれざるなく、悖るところなし。この故に、中外

天地の大道

陛下の盛徳

に施して悖らずと宣はせたるなり。
 かくの如く古今中外に瀰漫する大道はこれ實に天地の大道にして、苟も人と生れたるものは須臾も離るべからざるものなりとす。
 恭しく惟みるに陛下の盛徳弘業永く我國史の古今を照徹したまへり。而遠邇中外悉くこの徳風を仰ぎ、偉績を讃嘆し奉らざるなし。かくの如きの弘業偉績は皆その盛徳のあらはれたる一端にすぎず。而陛下の赫々たる盛徳は即この勅語の御旨趣を親しく體現し給へるが故にあらざらむや。陛下

下宣はく「朕爾臣民と俱に拳々服膺して成其徳を
一にせんことを庶幾ふ」と。陛下率先して斯の道を
體現したまひ、以て實行の範を垂れたまへり。吾人
臣民たるもの心を同じくし、徳を一にして、此の大
道徳を實踐せざばあるべからず。

練習

- 一、斯道の古今に通じて謬らざるを説け。
- 二、斯道の中外に施して悖らざるを説け。
- 三、陛下の偉業と盛徳との斯道との關係をとけ。
- 四、斯道に對する各自の決心を語れ。

徳器の成

有徳の人
修養

第十六章 服膺

今この大道徳を拳々服膺して實踐する心得に
つきてのおべし。

すべての道徳は身に徳を備ふるによりて容易
に實行しうべきなり。即徳器を成就するを要する
なり。徳器の成就せる人は孔子の所謂「心の欲する
所に従つて矩を踰えざる域に至れる人にして、習
慣として如何なる場合に於いても常に善をなし
うるをいふ。これを有徳の人とはいふなり。

徳器の修養につきては既に畧述べたり。即道徳

に關する知識を明にすること、道德上の情を養ふこと、模範を選ぶこと、而その根本として最大切なるは意志を誠實にすべきことなり。

誠實	勇氣	反省
<p>誠實の徳は何人も必之を守らざるべからず。而之を行ふは一の決心あるのみ。決心は勇氣を要す。この勇氣ありて始めて善と信ずる所を進んで取り、惡と氣付きたる所を直に捨つることをうべし。須らく日夜精進して撓まざる大勇猛心を持するを要す。次に必要なは反省なり。人は自是とし易き癖あり。されど自よしとする事も實はあしき事</p>		

多かるべし。之が爲には良心を基として反省をなすを要す。古人も「吾日に三たび吾身を省みる」といへり。詳かに一言一行を省みて以てその善なるものを積み、惡なるものを再びせざるを期するとき、その徳日々に新に進むべし。反省すとても、濫に疑ひ懼れて何事をもなしえざるものは、これ亦不可なり。反省するも、なほ人は十分に自知ること難きものなれば、他人の忠告を乞はざるべからず。古人も「人を以て鏡とせよ」といへり。

之を要するに、誠意誠心を以て道に志し、勇氣を

K 220.1

奮つて日夜邁進し、反省と従順とを以て自改新し、
善良なる模範を理想として努力すれば、徳日に新
にして有徳の域に達すべきなり。

練習 一、有徳の人とは如何。

二、修養の要領を語れ。

三、勇氣の必要なる所以をのべよ。

四、反省と改過との關係如何。

五、斯道に對する國民の責任をとり。

中等修身教科書勸語要義終

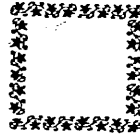
232
116

發
兌

東京市日本橋區本石町三丁目
大阪市東區備後町四丁目

寶
文
館

不許複製



明治四拾壹年十月貳拾日印
明治四拾壹年十月廿五日發
明治四拾貳年一月貳拾日訂正再版印刷
明治四拾貳年一月廿三日訂正再版發行

中等修身勸語要義

定價金貳拾五錢

著者 吉田 靜 致

發行者 大葉 久 吉

發行所 東京市日本橋區本石町三丁目拾七番地
吉岡 平 助

印刷者 三島 宇一 郎
東京市神田區表神保町二番地

